

■ 大飯原発差止訴訟 第2回原告団総会の訴え (案)

大飯原発差止訴訟、第2回原告団総会における参加者の総意として、次の通り主張・提言し、呼び掛けるとともに、決意を表明します。

☆ 憲法上の人格権を最優位においた、歴史的な「福井地裁判決」を踏まえ、京都でも、関西電力・大飯原発全機の再稼働差し止めを命じる「京都地裁判決」を勝ち取りましょう！

☆ 現在、運転を停止している大飯原発は、そのまま廃炉にするよう強く求めます！

☆ 福井地裁判決による司法の「原発ゼロ宣言」は、国民多数の意思と合致しています。安倍政権は、今こそ国民と司法に従い、即時原発ゼロの政治決断を行うよう求めます！

☆ 被曝の危険の拡散と国際的孤立、そして、核軍拡競争激化に直結する原発輸出は、即時、中止するよう求めます！

☆ 東京電力・福島第1原発の過酷事故の原因究明及び現況を公開するとともに、すべての原発被災者の救済と補償を、東電と政府が責任をもってすすめるよう求めます。また、事故の責任を明確化し、収束作業の迅速化を図るために、一刻も早く東電の破たん処理を行うよう求めます！

☆ 今なお聞かれる“原子力による発電原価がいちばん安い”という宣伝は、放射性廃棄物の最終処分方法も決められず、安全対策や国民の生命を犠牲にした原価計算です。“世界一厳しい安全基準”という「新しい安全神話」とともに、国民を欺く策動を止めさせましょう！

☆ 大飯原発の過酷事故は、若狭湾、琵琶湖の水源地である福井県嶺南地域、京都府の北山山地や、「近畿の水がめ」である琵琶湖に、取り返しのつかない被害を与えることは明白です。国土と「国富」を守る、最高で最大の防災対策は、直ちに全原発廃炉の作業に入る以外にありません！

☆ 廃炉作業をすすめると同時進行で、自然・再生可能エネルギーの開発・発展を、国民主権の立場で推進し、疲弊した国民経済の再生を実現するよう求めます！

☆ 日本と地球の未来に原発は無用です。この立場から、現在の間違った“エネルギー基本計画”の撤回を求めます。わたしたちは、現下の大人の責任を自覚し、未来の主権者、子や孫に原発の危険のない日本と地球を残すために、どこでも、いつまでも闘い続ける覚悟です！

☆ 大飯原発差止訴訟の原告団は、1万人原告団を展望し、全国の脱原発運動と固く連帯・連携して、すべての原発廃炉を広く全国民に訴えていきます。今年中に3千名の原告団を実現しましょう！

2014年6月7日

大飯原発差止訴訟 第2回原告団総会 参加者一同

■ ■ 原告団からの訴えと報告

「福井から原発を止める裁判の会」による大飯原発差止訴訟で、5月21日（水）、福井地裁は原告勝訴、大飯原発3,4号機の運転差止を命ずる判決を出しました。3.11以降、仮処分を求める訴訟を除いて、本裁判における司法の最初の判断ですが、判決文は内容的にもひじょうに優れたもので、私たち京都脱原発原告団・弁護団にとって大きな励みになります。

福井地裁の判決内容につきましては、別紙案内の通り、6月28日（土）午後、京都駅前、キャンパスプラザにて「福井地裁判決の報告集会 in 京都」という全京都レベルの報告集会を開く予定ですので、是非とも、ご参加ください。

福井地裁で勝利判決がでた今、それを高裁、最高裁と維持し発展させ、私たちの大飯原発差止訴訟（京都地裁）においても勝利判決を獲得することが求められています。そして、それがじゅうぶんに可能であることが明らかになりました。

大飯原発差止訴訟に勝利するために、私たちは、現在1963名の原告団を、今年中には3000人にすること、そして1万人原告をめざしています。社会的に見れば、原発に不安を持ち、なくして欲しいと願っている市民が多数派です。こうした草の根の広範な願いを、裁判の原告という形に表現して、目に見える大きな社会的な勢力に広げていきましょう。

現在の原告の皆さんが、さらに身の回りに脱原発の輪を広げていただくよう訴えます。地域に脱原発の運動を形成していただくよう訴えます。世話人会はその先頭に立って奮闘していく決意です。自然エネルギーに依拠した新しい社会のために、多くの市民と広く手を携えて、脱原発の社会実現をめざしましょう。

[1] これまでの法廷期日など

- ・最初の提訴（2012年11月29日）…1107名の原告で提訴しました。
- ・第1回口頭弁論（2013年7月2日）
- ・第二次提訴（2013年12月3日）…856名で第二次提訴を行い、原告は合計1,963名となりました。（法律的には、第二次提訴の訴訟が2014年1月29日付で第一次提訴の訴訟に併合決定。）
- ・第2回口頭弁論（2013年12月3日）
- ・第3回口頭弁論（2014年2月19日）
- ・第4回口頭弁論（2014年5月21日）…裁判官の交代に伴う弁論の更新報告
- ・第5回口頭弁論（2014年9月30日）…予定

[2] この一年間の原告団のおもな活動

(1) 京都脱原発原告団の役割、基本的な立場を確認

第12回世話人会（2013年12月7日）の確認は次の通り。

- ・原告団は、脱原発の社会をめざし、社会に広く訴えていく運動を担う。
- ・そのための具体的な運動として
 - 1) 追加提訴の原告募集…第三次募集により原告団をさらに拡大すること。
 - 2) 原発関連訴訟との交流と連帯…「生業を返せ、地域を返せ!」、京都の避難者訴訟など。
 - 3) 脱原発運動との交流…各地域、団体の脱原発運動、原発建設を阻止してきた運動との交流。

(2) 第二次原告募集と第三次原告募集

- ・大飯原発差止訴訟は、2012年11月29日に1107名の原告で第一次提訴を行いました。その後、2013年12月3日に856名で第二次提訴を行いました。その結果、原告総数は1963名になっています。
- ・すべての原発をなくし、再稼働を許さないため、現在、第三次原告を募集しています。1万人原告をめざして、今年中には3000人にすることが目標です。

(3) 毎月1回の世話人会

- ・現在、原告団世話人会は16名で構成し、毎月1回の世話人会を開いています。昨年総会におきまして原告団長・竹本修三、事務局長・吉田明生を確認しましたが、今年は、林玉枝、山崎正彦を事務局次長として確認したいと思います。

(4) 福島交流ツアー

- ・大飯原発差止訴訟の原告有志12名は、2013年11月26～27日に福島県を訪問しました。「生業を返せ！地域を返せと！」と訴えている福島生業訴訟の原告らと交流し、その案内で、南相馬市、相馬市、飯舘村など各地を見学してきました。また、京都を出発してから見学の先々で、放射線の空間線量を測定しました。
- ・この『福島交流ツアー報告集』は、カラー版48ページ、500円で頒布しています。福島のことをリアルに伝える報告集を、ぜひお買い求めいただき、お読みください。(詳細は別項)

(5) おおい町見学ツアー

- ・おおい町と大飯原発の所在地を自分の目で確かめます。7月6日(日)、8:00京都駅前から貸し切りバスで出発。19:30頃と同じ場所に帰着。参加費用は4500円程度です。
- ・先着順で45名を募集していますが、6月1日現在で34名の申込を受け付けました。残りあと11名ですので、皆さまの応募をお待ちしています。(詳細は別項)

(6) 原告団・事務局よりお願い

- ・原告の皆さんへの連絡は、基本的に原告団メーリングリスト(一斉メール送信、ML)で行っています。できるだけメールアドレス(携帯可)の登録をお願いします。また、最近、配信停止となるメールアドレスが増えていきますので、携帯の機種変更などでメールアドレスが変更になった場合は、再度、事務局宛にご連絡ください。
- ・新しい原告への訴状発送、郵送希望原告への手紙の発送、原告募集案内チラシの配布などで、原告の皆さんにお手伝いを呼びかけて、ともに活動することができました。
- ・原告名簿、原告団MLの管理につきまして、この一年で改善を図りました。しかし、専従者がいる訳ではなく、あくまでボランティアベースの活動ですので、行き届かない点もあります。今後とも、原告の皆さんのご協力を得ていきたいと思っております。

[3] この一年間の催しなどの活動

- ・2013年6月日…原告団結成総会
- ・2013年8月9日…弁護団会議。原告団からも、原告団長と事務局長が参加
- ・2013年9月14日…原発ゼロをめざす京都ネットワーク 主催
「福島第一原発の事故の実相と実態、被害の実態に学ぶ」の集会に参加
講演は、中島 孝氏 福島原発事故訴訟原告団長(福島市相馬市在住)
この集会をきっかけに、原告団として福島交流ツアーを企画

- ・ 2013年9月20日…山中・比叡平「オーイの会」の学習会へ
- ・ 2013年9月29日…原告団「京丹後の会」を結成
- ・ 2013年10月15日…竹本原告団長、小浜・明通寺の中畠哲演住職を訪ねる
- ・ 2013年11月26～29日…原告団 主催、福島交流ツアー（原告12名が参加）
- ・ 2013年11月30日…世話人会 主催はらまち9条の会事務局長 山崎健一 さんにきく
- ・ 2014年1月25日…原告団 主催 福島交流ツアー報告会
- ・ 2014年2月7日…原発賠償裁判—京都訴訟（第1回期日）の支援
- ・ 2014年3月3日…「原発なくそう宇治の会」の勉強会へ
- ・ 2014年4月19日…原告団 主催学習会「原発事故と低線量被曝による健康影響」（加藤聡子さん）
- ・ 2014年4月25日…原発賠償裁判—京都訴訟（第2回期日）の支援
- ・ 2014年4月26日…「東北おうえん市」の学習会へ
- ・ 2014年5月21日…福井地裁の大飯原発差止訴訟で勝訴。原告団・弁護団から勝利報告集会に参加

[4] この一年間の世話人会

各回の主要な内容は以下の通りです。

詳細は毎回、原告団 ML に配信し、原告団 Web に掲載しています。

(1) 第6回世話人会（2013年6月8日）

- ・ 原告団ニュースは、費用と手間の関係で、原則として原告団 Web に掲載します。メールアドレスの登録のある方には、メーリングリストで連絡します。
- ・ メールアドレスの登録がない人で、紙のニュースの送付を希望される方は、郵送希望原告として実費程度の費用を負担していただいで、送付することにします。

(2) 第7回世話人会（2013年7月6日）

- ・ 第二次提訴 1000 人をめざす原告拡大は、まだ進んでいません。原告を 800 人を越えるようにしないと、提訴時に裁判所に納める印紙代が高くついて、赤字になってしまいます。また、九州玄海原発訴訟では、同じ 5000 円の負担ですでに 6000 名を越える方が原告になっています。私たちの場合、まだまだ原告を増やす余地があります。

(3) 第8回世話人会（2013年8月10日）

- ・ 原告拡大は、1) 労組や団体の大会などで訴え、2) 草の根、その 3) 北部での拡大、の三つの方向。

(4) 第9回世話人会（2013年9月14日）

- ・ 原告団の Web の開設準備、進行中。「nonukes-kyoto.net」。おもな部分を完成させて、順次、公開の予定。

(5) 第10回世話人会（2013年10月5日）

- ・ 京都府北部は、京丹後市の会を設立（9/27）、その他福知山市、舞鶴市などでの訴え。
- ・ 大津市比叡平で「おーいの会」が設立。

(6) 第11回世話人会（2013年11月2日）

- ・ 福島生業訴訟（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟）団との福島交流ツアー交流を行います。福島市、南相馬市など。11/26～27日。

(7) 第12回世話人会（2013年12月7日）

- ・ 京都脱原発原告団の役割、基本的な立場を確認。
- ・ 原告団は、脱原発の社会をめざし、社会に広く訴えていく運動を担う。
- ・ そのための具体的な運動として

- 1) 追加提訴の原告募集…今後の第三次募集の方法について、意見交換。
- 2) 原発関連訴訟との交流と連帯…「生業を返せ、地域を返せ!」、京都の避難者訴訟など。
- 3) 脱原発運動との交流…各地域、団体の脱原発運動、原発建設を阻止してきた運動との交流など。

(8) 第13回世話人会 (2014年1月18日)

- ・第三次原告の募集について、年内に800名を目標にする。
- ・新しいツールの作成…①原告募集案内チラシの改訂。②紙芝居の作成。紙、パワポ用。③委任状を入れた申込セットの用意。

(9) 第14回世話人会 (2014年2月11日)

- ・第3次提訴に向けての原告募集
- ・新しい原告募集案内チラシ…完成しました。
- ・紙芝居の作成…原案が出される。チームをつくりました。今後、具体化。

(10) 第15回世話人会 (2014年3月8日)

- ・原告団の事務局次長、二人を確認。原告団副団長については保留。

(11) 第16回世話人会 (2014年4月12日)

- ・いろいろな集会で、原告募集案内チラシを配布。
- ・紙芝居「原発なくそう」の絵の内容、キャプションについて。

(12) 第17回世話人会 (2014年5月10日)

- ・4/19「原発事故と低線量被曝による健康影響」の学習会(講師は加藤聡子さん)、参加者76名。
- ・おおい町見学ツアーを具体化。

※現在の世話人会の構成

【原告団・世話人および事務局】浅井寿子、榎田基明、岡本瑞子、河原好美、小針修子、阪本みさ子、佐々木完之、竹本修三、富田道男、林玉枝、福島敦子、山崎正彦、山田勝暉、山根義夫、吉田明生、吉田和義……16名

【弁護団】井関佳法(京都南)、尾崎彰俊(京都第一)、中島晃(市民共同)、福山和人(京都)、渡辺輝人(京都第一)

- ・なお、世話人をひきうけていただける方は、随時、お申し込みください。

[5] 財政について

- ・5000円の訴訟参加費は、ほとんどを裁判所に納めています。弁護団は無償で活動されています。
- ・原告団だけの財政は、ありません。原告団や世話人会として必要不可欠な支出は、弁護団財政の中で処理しています。弁護団財政は、別記報告の通りです。
- ・原告団独自の活動は、カンパを募ったり、ボランティアとして赤字にならないようにしています。なお『福島交流ツアー報告集』は独立させて黒字にし、最終的に弁護団財政に繰り入れます。
- ・グッズ販売、その他で独自に収入をはかることも世話人会では提起されていますが、時間的、人的な制約の中で実現していません。

[6] 今後のおもな予定

- ・6/14(土)…10:00～、第18回世話人会
- ・6/28(土)…13:30～、福井地裁の判決報告集会(詳細は別項)
- ・7/6(日)…08:00～、おおい町見学ツアー(詳細は別項)
- ・7/12(土)…10:00～、第19回世話人会
- ・8/9(土)…10:00～、第20回世話人会
- ・9/30(火)…14:00～、第5回口頭弁論、京都地裁

■■■ 7/6 おおい町見学ツアーのご案内

[1] 「おおい町見学ツアー」とは

- ・おおい町と大飯原発の所在地を自分の目で確かめます。
- ・海からしか見えない大飯原発3、4号機を、遊覧船で見てきます。
- ・大飯原発で事故がおこったときに対処の拠点となるオフサイトセンターの位置を確かめます。
- ・おおい町の施設、道路などを、いくつか回って見学します。
- ・現地の案内は、舞鶴の府職労連の方に依頼しています。
- ・さらに詳しい内容は、原告団 Web をご覧ください。
原告団 Web → <http://nonukes-kyoto.net/?p=651>
- ・大飯原発差止訴訟の原告団が主催します。

[2] スケジュール

- ・7月6日（日）、8：00 京都駅前から貸し切りバスで出発。19：30 頃に同じ場所に帰着。
- ・京都駅前以外からの参加者は、おおい町の道の駅「うみんぴあ大飯」で合流。
- ・13：00～13：50 に、遊覧船の青戸クルージングで、大飯原発3、4号機を見学。

[3] 参加方法や費用など

(1) 原告の中から参加者を募集します。

今は原告でない方でも、原告になれば応募できます。原告の友人や知人をお誘いください。

(2) 参加費用は 4500 円程度とし、すべての参加者が同一金額とします。参加者の確定後、最終的な参加費と旅程を通知します。キャンセルの場合、キャンセル待ちの人を繰り上げます。

現在、国交省の指示により観光バスの「新運賃制度」への移行途中で、費用確定までもう少し時間がかかりそうのためです。

なお、参加費には、バス代、遊覧船代、行事スポット保険費用をふくみ、昼食費をふくみません。

(昼食は、道の駅「うみんぴあ大飯」のフードコートで各自でとります。)

(参加費は参加人数によっては、若干変更になるかもしれません。)

(3) 京都府北部などからの参加者は、京都駅前からのバスが最初に到着する「うみんぴあ大飯」で合流し（各自の車はそこに駐車。駐車場は無料）、その後はバスに乗りし同行動をとります。帰りは、再び「うみんぴあ大飯」に戻り、そこで解散します。

(追記) 丹後および宮津与謝舞鶴の方で参加を希望される場合、京丹後市の山根義夫さん（原告団・世話人）が集合場所までマイカーで参加されるので、相乗り可能かも知れません。携帯電話(090-8382-8701) かメール<yoisan5@docomo.ne.jp>で連絡してください。最終的に清算して、余剰金が出ているようであれば、京都駅前以外からの参加者（府北部からの参加者）にバス代の一部を適宜、還元します。

[4] 募集人員と締切

- ・45 名。遊覧船の乗船客数の制約で、これ以上の人員は無理です。
- ・原告団 ML と原告団 Web で、5/27～6/6 の間、先着順で募集します。参加希望の方はメールで応募ください。応募が多ければ、キャンセル待ちとさせていただきます。

kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com（キョトダツゲンパツベンゴダン。ツは「tsu」、ンは「n」）

- ・募集人員が少なければ、6/7 の第 2 回原告団総会で参加訴えを行い、当日、受け付けます。

■■■■ 『福島交流ツアー報告集』のご案内

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 原告団

と

大飯原発差止訴訟 [京都脱原発訴訟] 原告団

福島の今をリアルに伝える--『福島交流ツアーの報告』

1部500円



- ◀ A 4判48ページのカラー版。
- ◀ カラーの写真や図表が70点以上。
- ◀ もくじ
 - ・まえがき …… p.2
 - ・福島交流ツアーの概略…… p.4
 - ・参加した12名の感想…… p.15
 - ・福島県南相馬市・相馬市及びその周辺地域における空間線量測定…… p.32
 - ・大飯原発差止訴訟の原告募集…… p.45
 - ・大飯原発差止訴訟 原告団 結成のアピール…… p.48

◀ 送料など

- ・1部：100円（2部、3部でも同じ100円です）
- ・4部：200円（5部、6部でも同じ200円です）
- ・7部以上の送料はお問い合わせください。
- ・団体などで50部以上をお求めの場合は、下記発行所にご連絡ください。割引額と送料をご連絡します。

発行所：大飯原発差止訴訟 [京都脱原発訴訟] 原告団 世話人会

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 インターワンプレイス京都4F 京都第一法律事務所 気付

Tel : 075-211-4411 Fax : 075-255-2507 Mail : kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com

(きよとだつげんぱつべんごだん)

冊子代、送料の振込先は下記にお願いします

郵便振替口座 口座番号：00990-8-144924

口座名義（加入者名）：京都脱原発訴訟団（キョウトダツゲンパツベンゴダシ）

銀行からの振り込みの場合

ゆうちょ銀行 ○九九（ぜいけうきょ）支店

振込用紙には、下記のように送付先等をご記入ください

『福島交流ツアーの報告』を申し込みます。

冊子代[]部 × 500円 = []円

送料[]円……以上の合計をお振り込みください。

連絡電話番号：[() -]

送付先氏名：[]

送付先住所：[〒]

■■■■■ 福井地裁判決の報告集会in京都

福井の勝利判決を京都につなげよう！
すべての原発の運転を止めさせよう！

2014.5.21
歴史的な

福井地裁判決の 報告集会in京都



©宮脇達

福井より原告団・弁護団を招きます

▶「福井から原発を止める裁判の会」よりの報告

- ・中嶋 哲演 原告団代表
- ・松田 正 原告団事務局長
- ・笠原 一浩 弁護団事務局長
- ・阿部 剛 弁護団事務局次長

▶京都地裁の大飯原発差止訴訟では 1 万人原告をめざし第三次原告の募集中です。京都脱原発弁護団からも、京都地裁の裁判の状況を報告します。

▶京都地裁では 2012 年 11 月 29 日に 1107 名の原告で第一次提訴を行い、その後、2013 年 12 月 3 日に 856 名で第二次提訴を行いました。その結果、現在の原告総数は 1963 名です。さらに大きな 1 万人原告の声で、原発再稼働を許さず、すべての原発廃炉をめざしましょう。

6月28日(土)

13:00 開場

13:30 開会～

17:00 まで

会場▶JR京都駅前
キャンパスプラザ

(4F・第二講義室)

会場費▶700円をお願いします

主催：福井地裁判決の報告集会in京都 実行委員会

呼びかけ：大飯原発差止訴訟 京都脱原発訴訟 原告団・弁護団（原告団 Web→ <http://nonukes-kyoto.net/>）

連絡先：京都脱原発訴訟 弁護団・原告団 事務局

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 インターワンプレイス京都4階

京都第一法律事務所 気付 電話：075-211-4411 FAX：075-255-2507

Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com（きよとだつげんぱつべんごだん、「つ」は「tsu」、「ん」は「n」）

大飯原発3, 4号機 運転差止請求事件
福井地裁 2014年5月21日 **判決ハイライト** (抜粋)

判決全文および判決要旨のPDFファイルは下記でご覧になれます。

▶京都脱原発訴訟 原告団 Web : <http://nonukes-kyoto.net/> →裁判資料

【人格権について】

個人の生命, 身体, 精神及び生活に関する利益は, 各人の人格に本質的なものであって, その総体が人格権であるといえることができる。人格権は憲法上の権利であり, また人の生命を基礎とするものであるがゆえに, 我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。

【原発の安全性について】

原子力発電所に求められるべき安全性, 信頼性は極めて高度なものでなければならず, 万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

【原発の稼働について】

原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属するものであって, 憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。

【司法の役割について】

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは, 福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては, 本件原発において, かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり, 福島原発事故の後において, この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。

【基準地震動について】

大飯原発には 1260 ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。1260 ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。この地震大国日本において, 基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない。

【電気代について】

被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性, コストの低減につながると主張するが, 当裁判所は, 極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり, その議論の当否を判断すること自体, 法的には許されないことであると考えている。

【国富について】

コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが, たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても, これを国富の流出や喪失というべきではなく, 豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり, これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。

【環境問題について】

被告は, 原子力発電所の稼働が CO₂ 排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが, 原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって, 福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害, 環境汚染であることに照らすと, 環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。